

三木市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により締結（公告）された、賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和8年2月25日

三木市農業委員会

田（水稻）

（金額は10a 当たり(円)/年）

締結（公告） された地域名	賃 貸 借				使用貸借 (物納含む)
	平均額	最高額	最低額	データ数	データ数
三木・久留美	14,000 円	15,000 円	11,000 円	8	30
別 所	10,600 円	15,000 円	8,000 円	74	76
志 染	9,600 円	10,000 円	9,000 円	6	24
細 川	10,200 円	14,500 円	5,000 円	72	22
口吉川	10,500 円	18,000 円	5,000 円	81	4
吉 川	10,500 円	15,000 円	8,000 円	91	66

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 使用貸借（無償：0円）と物納（米など）は、データ数のみ表記しています。

※ 賃借料情報は、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものは除いています。

※ 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。